

課税層に対する特例減額措置について

市民税課税世帯の人は居住費・食費の軽減の対象となりませんが、高齢者夫婦等で、介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護医療院）又は地域密着型特別養護老人ホームに入所（入院）することに伴い食費・居住費を負担した結果、もう一方の配偶者が生活困窮に陥ってしまうような場合は、申請を行うことで下記の３の要件に該当しなくなるまで、居住費もしくは食費、またはその両方について、負担限度額の第３段階（２）を適用する取り扱いとする特例措置を受けることができます。

軽減の対象となる方

次の①～⑥の全ての要件を満たす方

- ① ２人以上の世帯の方（別世帯の配偶者がいる場合も含む。）
- ② 施設に入所・入院し、利用者負担第４段階の食費、居住費の負担をしている方
- ③ 世帯の年間収入から、施設の利用者負担の見込み額を除いた額が１年あたり 82.65 万円以下になること。
※世帯：施設入居にあたり、配偶者と別世帯になった場合でも、世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算します。
※収入：世帯全員の年収（課税年金収入額+合計所得金額）（ただし公的年金に係る雑所得は算入しません。）
※施設の利用者負担：施設介護サービス費の自己負担額+食費+部屋代（高額介護サービス費の支給が見込める場合はその額を控除します。）
- ④ 世帯の預貯金等（現金、預貯金、有価証券等）の合計額が 450 万円以下であること。
- ⑤ 日常生活のために必要な資産（自宅の土地、建物など）以外に、資産を保有していないこと。
- ⑥ 介護保険料を滞納していないこと。

（注意事項）

- ・短期入所（ショートステイ）、通所系のサービス（デイサービス、デイケア等）、グループホーム等は対象外となります。
- ・施設とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院です。
- ・負担限度額の有効期間は申請を受け付けた月の初日に遡って適用となります。申請日の属する月より前に遡って減額認定をされることはありません。

申請書類

- ・介護保険負担限度額認定申請書（市民税課税世帯の特例減額措置）
- ・特例減額における収入及び預貯金等申告書
- ・施設における利用料、食費、居住費がわかる契約書等の写し
- ・世帯員全員の預貯金等の状況が確認できる書類（預貯金通帳の写し等）

介護保険負担限度額認定申請書（市民税課税世帯の特例減額措置）

フリガナ		保険者番号		3	5	2	0	7	0
被保険者氏名		被保険者番号							
生年月日	明・大・昭 年 月 日生	性 別	男 ・ 女						
住 所	〒 電話								
介護保険施設の所在地及び名称	〒 電話								
入所（院）年月日	年 月 日								
居室のタイプ	ユニット型個室				ユニット型準個室				
	従来型個室				多床室				
下松市長 様 上記のとおり食費・居住費に係る負担限度額認定の申請をします。 また、この申請に係る所得等の調査について同意します。 令和 年 月 日 申請者氏名 印									

※太枠の中をご記入ください。

市記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	(所得分布の状況等を記入)
適用年月日	
年 月 日から	
有効期限	
年 月 日まで	

特例減額における収入及び預貯金等申告書

年 月 日

下松市長 様

申請者氏名

課税層における特例減額措置について、下記のとおり申告します。

- ☐ ①2人以上の世帯です。（世帯分離している配偶者がいる場合も含む。）
- ☐ ②施設に入所・入院し利用者負担第4段階の食費、居住費の負担をしています。
- ☐ ③世帯の年間収入から、施設の利用者負担の見込み額を除いた額が1年あたり82.65万円以下になります。

※世帯：施設入居にあたり、配偶者と別世帯になった場合でも、世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算します。

※収入：世帯全員の年収（課税年金収入額+合計所得金額）ただし公的年金に係る雑所得は不算入

※施設の利用者負担：施設介護サービス費の自己負担額+食費+部屋代（高額介護サービス費の支給が見込める場合はその額を控除）

世帯員氏名	収入の種類	金 額
世帯員の収入計		円

- ☐ ④世帯の預貯金（現金、預貯金、有価証券等）の額が450万円以下です。

預貯金等の種類	金 額
	円
	円
	円
預貯金等の合計	円

- ☐ ⑤日常生活のために必要な資産（自宅の土地、建物など）以外に活用できる資産がありません。
- ☐ ⑥介護保険料を滞納していません。

【添付書類】

- 施設における利用料、食費、居住費がわかる契約書等の写し
- 世帯員全員の預貯金等の状況が確認できる書類（預貯金通帳の写し等）